



水産庁漁業取締船（白竜丸・東光丸）の一般公開  
 (平成29年7月17日、晴海ふ頭)

## CONTENTS

平成29年6月1日に「真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する基本方針」を 制定しました。.....	2
	水産庁増殖推進部栽培養殖課
新北西太平洋鯨類科学調査の開始について.....	5
	資源管理部 国際課
回遊魚.....	7
	漁政課船舶管理室長 佐々木 亨
平成29年6月分のプレスリリース.....	8

1  
水産庁施策情報誌漁政の窓

## 平成29年6月1日に「真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する基本方針」を制定しました。

水産庁増殖推進部栽培養殖課

平成29年6月1日に経済産業省とともに「真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する基本方針」（図1：真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する基本方針の概要）を制定しました。

この基本方針は議員立法により平成28年6月1日に国会で成立した「真珠の振興に関する法律」（平成28年6月7日法律第74号）（図2：真珠の振興に関する法律概要）に基づき定めるもので、制定にあたっては、主要産地（愛媛、三重等）や加工集積地（神戸）等において真珠に関わる幅広い事業者（図3：アコヤ真珠の生産・流通構造）との意見交換や関係都県に対するアンケート調査等を通じ、真珠産業の振興に必要な施策と目標を議論しました。

我が国の真珠産業は御木本幸吉が明治26年に世界で初めて真珠養殖に成功したことを契機に成立しました。真珠生産額は最盛期885億円（平成2年）に達したものの、その後長引く不況、真珠貝大量へい死、海外生産の拡大等により、84億円（平成21年）まで激減し、また輸出も減退するなど、真珠産業が大きく停滞し危機に瀕しました（図4：真珠養殖業の生産状況、図5：真珠の輸出状況）。

近年、経済環境の好転もあり真珠産業は回復基調にあります。真珠産業の健全な発展及び心豊かな国民生活を指すため、この法律及び基本方針の下、平成39年には生産目標200億円（平成26年比64億円増）を実現するべく、真珠産業の全国的な協議会を立ち上げ関係機関が相互に連携を図りながら、生産者の経営の安定、生産性及び品質の向上の促進、漁場の維持・改善、加工及び流通の高度化、研究開発の推進、人材の育成及び確保、輸出の促進等を推進していくこととしています。

### 図1：真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する基本方針の概要

#### 第1 真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項

- 真珠産業は真珠を生産する真珠養殖業者のほか、真珠母貝養殖業者、種苗業者、真珠細胞貝業者、真珠核加工業者等の真珠養殖業を支える関連業者、真珠の加工、販売、輸出入等に係る多くの事業者によって扱われている。特に真珠生産地の漁村並びに真珠加工業及び卸売業が集積する地域においては重要な地場産業であり、地域活性化を図るための重要産業の一つである。
- 日本の真珠生産技術は、世界で初めて真珠養殖業を興したことを契機に、産業の萌芽期から現在に至るまで世界を牽引する高い水準にある。日本の真珠の生産技術の高さから、我が国で生産又は加工された真珠は、国際的に高い評価を得、我が国は世界的な真珠加工業の集積地としての国際的な拠点機能を有している。
- 真珠は国民になじみの深い宝石であり、国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っている。平成28年5月に開催された伊勢志摩サミットにおいては、真珠ラベルピンが日本を代表する宝飾品として贈呈されるなど、日本を象徴する宝飾品として活用されている。
- 我が国の真珠産業は好転基調にあるものの、平成8年に発生した赤変病によるアコヤガイの大量へい死を契機とした生産の停滞、アコヤ真珠と競合関係にある外国産海産真珠の生産量の増加及び外国産淡水真珠の安価かつ大量な市場供給による国際競争の激化に加え、アコヤ真珠の需要の多くが海外市場に依存しており、世界経済の変動の影響を受けやすいこと等に鑑みると、真珠産業全体は依然として厳しい環境下にある。加えて、従事者の高齢化や後継者不足等から真珠生産者や種核土等技能者の減少が続いており、真珠産業の生産基盤の脆弱化が進行するおそれがある。
- このため、今後10年を見通した長期的な視点での基本的な方向を定めるとともに、全国協議会を設置し、この協議会が旗振り役となり、国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等が相互に連携を図りながら、生産者の経営の安定、生産性及び品質の向上の促進、漁場の調査、漁場の維持又は改善、加工及び流通の高度化、研究開発の推進、人材の育成及び確保、真珠に係る宝飾文化の振興及び博覧会の開催等に取組む。この取組により、ニーズに合った質の高い真珠の安定的な生産及び供給を実現しつつ、我が国が真珠の生産、加工、流通及び輸出の拠点として国際競争力を高め、真珠に係る我が国の国際的な地位の向上を図ることを通じて真珠産業の健全な発展及び心豊かな国民生活の実現を目指す。

#### 第2 真珠の需要の長期見通しに即した生産量その他の真珠産業の振興の目標に関する事項

- 1 真珠の需要の長期見通し**
  - 近年の国際的な需要やそれを踏まえた生産動向を勘案すると、平成39年には世界の海産真珠生産額は**560億円**になると見込まれる。
- 2 真珠の生産量の目標**
  - 真珠の需要の長期見通し及び法に基づき講ぜられる施策の効果を踏まえ、平成39年の真珠養殖業の生産額の目標を**200億円**とする。
- 3 その他**
  - 真珠の需要の長期見通しに即した生産量その他の真珠産業の振興の目標に関する事項の進捗等を把握するため、必要な情報収集及び解析に取り組むことに努める。

### 第3 真珠産業の振興のための施策に関する事項

- 1 生産者の経営の安定**
  - (1) 真珠の生産基盤の整備等**
    - 真珠養殖業者や真珠母貝養殖業者が行う経営改善、生産コストの削減及び労働効率の改善に資する生産基盤の整備等を推進する。
    - 持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善計画において定める適正養殖可能数量を遵守する真珠養殖業者及び真珠母貝養殖業者の漁業収入の安定を図るための漁業収入安定対策並びに資金の融通を推進する。
  - (2) 災害による損失の合理的な補償**
    - 漁業共済への加入を推進する。また、災害等の結果、売上げが減少し資金繰りに支障が出た場合の低利率及び長期の運転資金の融通を推進する。
- 2 生産性及び品質の向上の促進**
  - 真珠及び真珠母貝の歩留り及び品質の向上に資する実証のための取組を推進する。特に、真珠母貝の安定生産が真珠養殖の生産性及び品質の向上において最も重要な要素の一つであることに鑑み、日本固有のアコヤ真珠の母貝安定生産の強化に資する取組を推進する。
  - 真珠養殖地間の技術情報の交換を進め、真珠母貝、真珠細胞貝及び漁場環境の特性に応じた生産手法並びに知識の共有のための取組を推進する。
  - 真珠産業を底上げするための品質及び加工情報の表示に係る共通基準の策定に取り組む。
- 3 漁場の調査等**
  - 有害赤潮、貧酸素水塊、水温変化等による被害を防止するため、漁場環境情報の収集や有害赤潮発生等予察技術の高度化を進め、漁場環境や有害赤潮発生等予察情報を関係者に対し迅速に提供することを推進する。
- 4 漁場の維持又は改善**
  - 真珠養殖及び真珠母貝養殖の漁場が健全となるよう、アコヤガイ等の水産生物の生育環境を改善するためのヘドロの浚渫の他に藻場の造成など漁場の維持又は改善に資する漁場等の整備を推進する。
  - 漁場改善計画に基づく漁場の維持又は改善の取組を推進する。
- 5 加工及び流通の高度化**
  - 我が国において生産及び加工される真珠について、国内外においてその高い品質に係る認知度を高め、日本ブランドを確立するよう取り組む。
  - 品質表示に係る共通基準の策定並びに産地、生産加工履歴等の情報の収集及び整備を推進する。
  - 生産、加工及び流通の事業の連携強化を進めることにより、浜上げ入札会の効率的かつ効果的な運営に努める。
- 6 輸出の促進**
  - オールジャパン体制によりアジアを中心に新たに創出される需要を捉えながら更なる輸出拡大を図るため、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化に関する情報の発信、真珠の干涉色、照り、巻き及び形といった真珠が固有に備える特徴を生かしたデザイナーの追求による高付加価値の推進及び海外展開に向けたブランド形成の取組を推進する。
  - このブランド力を生かしたクールジャパン政策の活用、海外販路の拡大に向けた国内外の市場及び消費に関する情報収集及び提供、海外見本市への参加促進、海外からのバイヤーの招へい等による商談の創出、欧米及び新興国等における真珠購買層の探索等により国際的な真珠集積地及び輸出拠点としての機能強化を推進する。
- 7 研究開発の推進等**
  - 国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等の連携強化の枠組みを設け、研究開発情報の共有を進めつつ真珠に係る優先的な研究課題の設定に努める。

- 真珠は真珠生産者が育んだ自然環境に応じてアコヤガイが造り出す天然の宝石であること及び自然環境が変化に富むことに鑑み、生産者等の事業の実態を踏まえつつ、真珠母貝の安定生産の強化に資する研究開発を推進するとともに、特に耐病性のある真珠母貝育種等の喫緊の研究課題については優先的に推進する。
  - 研究開発に係る連携強化の枠組みにおいて、赤変病のような病害の突発的な発生に対する備えを図るため、真珠生産に係る病害情報を共有するネットワークを構築するとともに、病害発生リスクを低減する取組の推進並びに真珠養殖産地間の真珠養殖業者及び真珠母貝養殖業者による技術情報の交換を進め、真珠母貝、真珠細胞貝及び漁場環境の特性に応じた生産手法及び知識の共有のための取組を推進する。
- 8 人材の育成及び確保**
- 挿核技術、真珠母貝、真珠細胞貝及び漁場環境の特性に応じた生産手法などの真珠養殖業における重要技術や知見が地域のみならず全国的に伝承されるよう、人材育成を図るための取組を推進する。
  - 真珠養殖産地が過疎地域に集中していることに鑑み、他地域からの新規着業の促進に努める。
  - 各産地の真珠養殖業者が技術情報の交換を進め、真珠母貝、真珠細胞貝及び漁場環境の特性に応じた生産手法並びに知識を共有するための取組を推進しつつ、意欲のある人材の育成及び確保を図る。

**第4 真珠に係る宝飾文化の振興のための施策に関する事項**

- 真珠に係る宝飾文化が国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っていることについて、改めて国民の認識を高めることが真珠に係る宝飾文化の振興に有意義であることに鑑み、我が国における真珠の生産に関する歴史及び真珠と国民の生活文化との関連に係る知識の普及を図るため、真珠に係る宝飾文化の一つである冠婚葬祭、公式な式典等における真珠の利用の促進に努める。
- 真珠の干渉色、照り、巻き及び形といった真珠が固有に備える魅力並びに我が国の優れた生産技術及び加工技術が評価されることを基盤として日本の真珠のブランドが形成されていることを踏まえ、真珠に係るこれらの情報を国内外に発信するための機能の強化に努める。

**第5 真珠の需要の増進のための施策に関する事項**

- 真珠の博覧会、展覧会、展示会、品評会等の開催、消費者ニーズを踏まえた商品情報の提供、ブランドの維持のための検定の実施等の真珠の需要の増進のための取組を推進する。
- 真珠生産地域への外国人観光客受入れの拡大等に向けた観光業界等の異業種との連携の取組を推進する。
- 国際的なイベント等における、積極的な真珠の活用を努める。

**図2：真珠の振興に関する法律概要**

(平成28年6月7日法律第74号)

**目的**

- 我が国の真珠産業が、世界に先駆けて真珠の養殖技術を確立する等歴史的に世界の真珠の生産等において特別な地位を占めてきているとともに、その国際競争力の強化が重要な課題となっていること
- 真珠が国民になじみの深い宝石であり、真珠に係る宝飾文化が国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っていること



真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興を図るための措置を講じ、もって真珠産業の健全な発展及び心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的とする。

**基本方針**

農林水産大臣及び経済産業大臣は、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する基本方針を定めるものとする。

**振興計画**

都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する計画を定めることができる。

**施策**

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| ① 連携の強化         | ⑧ 研究開発の推進等     |
| ② 生産者の経営の安定     | ⑨ 人材の育成及び確保    |
| ③ 生産性及び品質の向上の促進 | ⑩ 真珠に係る宝飾文化の振興 |
| ④ 漁場の調査等        | ⑪ 博覧会の開催への支援等  |
| ⑤ 漁場の維持又は改善     | ⑫ 顕彰           |
| ⑥ 加工及び流通の高度化    | ⑬ 国の援助         |
| ⑦ 輸出の促進         |                |

**施行期日**

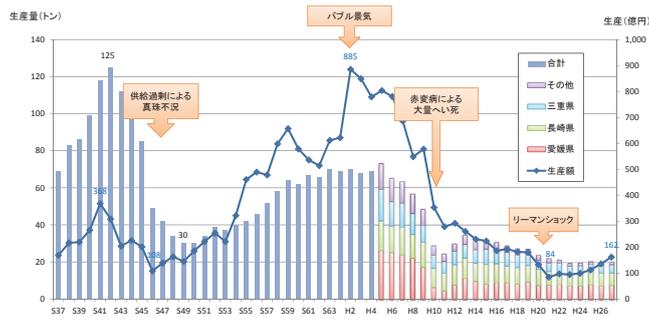
公布の日から施行

図3：アコヤ真珠の生産・流通構造



図4：真珠養殖業の生産状況

真珠の生産は、平成5年以降減少傾向にあり、平成20年のリーマンショック等の影響を受けてさらに低迷。なお、近年の生産量は20トン程度で横ばいであるが、生産額は回復傾向。





## 新北西太平洋鯨類科学調査の開始について

平成29年7月  
資源管理部 国際課

### はじめに

我が国は、新たな北西太平洋における鯨類科学調査計画（NEWREP-NP：ニューレップ・エヌピー）案を、昨年11月に国際捕鯨委員会（IWC）科学委員会に提出しました。その後、同委員会での議論等を踏まえ、同科学調査計画を最終化し、英国時間6月6日付けでIWC科学委員会に提出しました。科学調査計画の全文は以下のURLで御覧になれます。<http://www.jfa.maff.go.jp/j/whale/index.html>

本計画に基づき、6月11日から7月6日まで網走沿岸域調査を、その後、7月18日から太平洋沿岸域調査（八戸沖）を、また、6月14日から沖合域調査を実施しています。

### 「商業捕鯨モラトリアム」と北西太平洋における鯨類科学調査

国際捕鯨委員会（IWC）は、1982年にいわゆる「商業捕鯨モラトリアム」を採択しました。「商業捕鯨モラトリアム」は、しばしば商業捕鯨を禁止しているかのように誤解されていますが、実際の条文を読んでもみると、まったく異なる事実が見えてきます。

いわゆる「商業捕鯨モラトリアム」の規定、すなわち国際取締条約附表10（e）項は、「商業目的の鯨の捕獲頭数は、（中略）ゼロ」としつつ、それを「最良の科学的助言に基づいて常に検討」することとし、「遅くとも1990年までに、この決定の鯨資源に与える影響につき包括的な評価」を行い、「この規定の修正及びゼロ以外の捕獲枠の設定につき検討」とされています。いかがでしょうか。ここで述べられているのは、将来の持続的な商業捕鯨に向けて、いったん商業捕鯨を中断し、その間に科学的根拠を集めましょう、という、いわば、将来の持続的な商業捕鯨に向けたロードマップです。この「商業捕鯨モラトリアム」規定は商業捕鯨を否定などしていません。むしろ当然のものとして許容しているのです。

この附表10（e）の規定は1987/88年の南極海シーズンから我が国に適用されることになり、それに伴い、我が国は、この規定で求められている「ゼロ以外の（商業捕鯨の）捕獲枠の設定」に必要な科学的情報の収集のために、鯨類捕獲調査を開始しました。北西太平洋についても同様に、1994年から調査を開始しました。

1994年から1999年まで北西太平洋で実施された調査は、JARPN（ジャルパン）と名付けられ、ミンククジラについて、資源管理の基礎となる系群構造の解明を主目的として実施されました。JARPNにより鯨類が大量の水産資源を捕食していることが明らかになったことから、2000年には、鯨類の摂餌生態の調査や生態系モデル構築を大きな柱とする新規調査、JARPNⅡ（ジャルパン・ツー）が開始され、ミンククジラ、イワシクジラ、ニタリクジラ等を対象に、2016年まで実施されました。鯨類の資源管理を生態系全体の視点から考えていく「生態系アプローチ」にいち早く着目した野心的な調査であり、その成果はIWC科学委員会でも高く評価されています。

このように我が国は「商業捕鯨モラトリアム」の規定にしたがって、来たる持続的な商業捕鯨の再開を見据えて科学的情報を蓄積してきましたが、「1990年までにゼロ以外の捕獲枠を設定する」という約束は、鯨と捕鯨を巡る政治的な対立により果たされないままになっています。このような状況を打破するため、我が国は新しい調査計画を策定しました。それが今回、実施に至った、新北西太平洋鯨類科学調査、NEWREP-NPです。

## NEWREP-NPの特徴

NEWREP-NPの概要については以下をご覧ください。ここでは、NEWREP-NPの調査目的に注目してください。ミンククジラ及びイワシクジラの捕獲枠算出への貢献、という、商業捕鯨の再開に直接に結びついた調査目的となっています。これにより、持続的な商業捕鯨の早期再開のために鯨類科学調査を実施する、という我が国の基本方針が鮮明になりました。

鯨を含む水産資源の管理は、自然増加する分だけを利用する、というのが基本ですが、この自然増加分を予測するためには、その資源動態を正確に把握することが非常に重要です。そのためには、全体の資源量に加えて、資源の年齢構造（若い個体が多いのか、「少子高齢化」が進んでいるのか、など）や繁殖（自然増加）に寄与できる個体の割合といった、様々な生物学的情報が必要となってきます。

NEWREP-NPでは、ミンククジラとイワシクジラという商業捕鯨が再開された暁には主要対象となると想定される鯨種について、これら生物学的情報をしっかり収集することにより、より正確な捕獲枠の計算を可能とします。

NEWREP-NPは190ページにもおよぶ詳細な調査計画ですが、その目的は上記のとおり至ってシンプルです。そしてシンプルであるが故に、その科学的根拠は明解で説得力を持っています。このため、反捕鯨国の科学者であっても合理的な反論はできませんでした（※）。

## 商業捕鯨再開への道筋

今回のNEWREP-NPに先立ち、2015年からは南極海において、同様に商業捕鯨の捕獲枠算出への貢献を主目的とするNEWREP-A(ニューレップ・エイ)が実施されています。これら2つのニューレップ調査計画により、商業捕鯨の再開に向けた科学的根拠をより一層強化していくことが可能となりました。

他方で、IWCにおいて商業捕鯨の再開を実現するためには、科学以外にも持続的利用を支持する国々との連携やIWCの機能回復に向けた議論など、様々な取組みが必要であることも事実です。しかしながら、あらゆる取組みの基礎となるのは、やはり科学に基づく冷静な議論であり、この点からも、今回のNEWREP-NPの実施は、我が国の悲願であり、また、果たされざる約束である「商業捕鯨の再開」に向け、大きな一歩であると評価されます。

(※) NEWREP-NP計画案が議論された2017年のIWC科学委員会では、我が国の科学者が各論点について詳細な説明や解析結果を提供したのに対し、反捕鯨国の科学者は、調査は不要である、との見解を述べるのみで、具体的な科学的反論を行えませんでした。

### 新北西太平洋鯨類科学調査(NEWREP-NP) (2017年～2028年)

#### (1) 調査目的

- ①日本沿岸域におけるミンククジラのより精緻な捕獲枠算出  
(既に国際捕鯨委員会(IWC)科学委員会で算出済みの捕獲枠を精緻化)
- ②沖合におけるイワシクジラの妥当な捕獲枠算出  
(これまでIWC科学委員会では捕獲枠を算出していない)

#### (2) 調査海域 北西太平洋 (右図参照)



捕獲調査海域:  
水色の海域  
非致死的研究調査海域:  
赤色の海域  
(ただし、我が国領海、  
EEZ及び公海のみ)

#### (3) 捕獲頭数

- ・ミンククジラ: 47頭(網走沿岸域)、80頭(太平洋側沿岸域)、43頭(沖合域)
- ・イワシクジラ: 134頭(沖合域)

参考: 第Ⅱ期北西太平洋鯨類捕獲調査(2000年～2016年)

- 2000年～2013年:  
ミンククジラ220頭(沖合100頭、沿岸60頭×年2回)、ニタリクジラ50頭、イワシクジラ100頭、マッコウクジラ10頭)
- 2014年～2016年:  
ミンククジラ102頭(沿岸51頭×年2回)、ニタリクジラ25頭、イワシクジラ90頭)

#### (4) 非致死的研究手法の実行可能性・有用性の検証

- ・バイオプシー(皮膚標本)採取
- ・バイオプシー(皮膚標本)を用いた年齢査定等
- ・衛星標識

#### (5) 外部調査機関等との連携強化



出港する調査船（沿岸域調査）



鯨類を目視探索する標本採集船（第51純友丸）



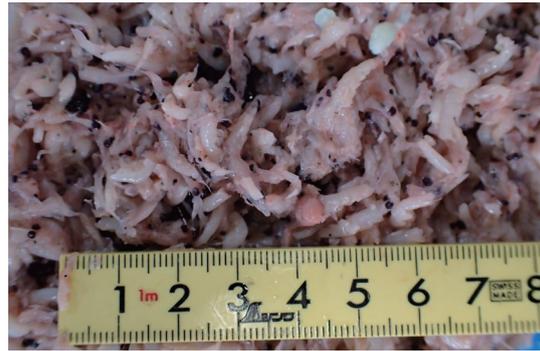
捕獲の瞬間



ミンクジラの外部形態の測定



水晶体の採集



ミンクジラの胃内容物（オキアミ）

回遊魚

「偽スパイ始末記」

これまで出張及び私事旅行での渡韓は合計14回。それほど回数が目立って多い訳ではないが、釜山を中心に全九道（京畿・江原・忠北・忠南・全北・全南・慶北・慶南・済州）を巡って現地ではいろいろと肌で実感したことがある。

私事旅行でも現地で漁業者と意見交換したり、カニ加工場を見学させて貰ったこともあったが、最も印象深いのは南北間の緊張感を実体感じたこと。昭和63年に私事旅行の一人旅でソウルの清涼里（チョンニャンリ）駅から夜行列車で日本海側の鉄道終着駅の江陵（カンヌン）駅まで行き、そこから路線バスを乗り継いで公共交通機関で行ける最北端の天津（デジン）まで行き、その先は徒歩でのんびりと漁村の風景を散策していたところ、ジープでやってきた陸軍憲兵（黒い腕章に白字で「憲兵・MP」と表示）に詰所まで連行された。どうやら怪しい韓国語を話す見かけない外国人がいる旨の「間諜通報」があったとのこと（つまりスパイ容疑、この通報には報奨金が出るので積極的に通報される）。確かに日本海側の沿岸では北朝鮮からの侵入を防ぐために集落と集落の間には鉄条網が張り巡らされていて途中には哨戒所もあり、路線バスの車内でも検問所通過時には武装兵によるバス内巡検があった。折しもソウル五輪開催直前で大韓航空機爆破事件もあり、一段と警戒を強化していたらしい。

一時はどうなることかと思ったが、詰所で旅券と身分証明書を提示して丁寧に「容疑」を解いた。その後は取調担当の憲兵ともすっかり打ち解けて先方から南北緊張の現状や兵役の話を実体験を元に聞くことができた。なおその後は先程のジープで韓国側から北朝鮮側を眺められる観光地の「統一展望台」まで送り届けて貰い、更に帰路はソウルから来た観光バスに便乗できるようわざわざ交渉までしてくれた。

現在でも韓国は政権次第でかなり対応にブレはあるものの依然として北朝鮮とは「休戦状態」であるのは事実。別途の「板門店」見学時も共同警備区域内の会談場（南北交渉をする建物。境界線上に建てられており、この建物の内側ならば北朝鮮側にも行けるが北朝鮮側出口の前には韓国軍憲兵が立っている）から窓の外を見た際に北朝鮮側の歩哨兵と目が合って緊張感があったが、普段、日本にはできないような貴重な？スパイ体験でした。



漁政課  
船舶管理室長  
佐々木 亨

発表年月日	発表事項名	担当課
H29.6.2	「平成28年度水産白書」の公表について	企画課
H29.6.2	「ウナギの国際的資源保護・管理に係る第10回非公式協議」の結果について	漁場資源課
H29.6.7	新北西太平洋鯨類科学調査計画の提出について	国際課
H29.6.11	「平成29年度北西太平洋鯨類科学調査（網走沿岸域調査）」の実施について	国際課
H29.6.12	「漁港漁場整備事業の推進に関する技術開発の方向」の公表について	整備課
H29.6.14	「平成29年度北西太平洋鯨類科学調査（沖合域調査）」の実施について	国際課
H29.6.22	「南インド洋漁業協定（SIOFA）第4回 締約国会議」の開催について	国際課
H29.6.23	「日ミクロネシア漁業協議」の開催について	国際課
H29.6.28	「日ミクロネシア漁業協議」の結果について	国際課
H29.6.28	平成29年度常磐・三陸沖カツオ長期来遊動向予測（6月～11月）	漁場資源課

## 編集後記 窓辺のカーテン

海の日に、水産庁漁業取締船が一般公開され、暑い中多くの方に来ていただきました。今回のようなイベントにより、水産庁の漁業取り締まりについての理解や関心を深めていただけたのではないのでしょうか。

「漁政の窓」では、今後も皆様に水産庁施策についてわかりやすくお伝えできるよう努めていきますので、どうぞよろしく願いいたします。

ご意見やご質問がありましたら、以下にお願いいたします。

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階

代表 03-3502-8111（内線6505）

URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

水産庁施策情報誌 漁政の窓

ご意見 ご質問はこちらへ → URL <http://www.maff.go.jp/j/apply/recp/index.html>

本冊子は水産庁ホームページでも掲載しています。URL <http://www.jfa.maff.go.jp/j/koho/pr/mado/index.html>

漁政の窓

検索